

第4回 情報・意見交換部会レポート

■第4回情報・意見交換部会（ワイガヤ会）を2021年3月6日に開催しました。

テーマ「デザインが似ているってなに？類似ってなに？」

ご登壇頂いた方を含めて35名にご参加頂きました。

（参加者：デザイン関係者7名（企業勤務含む）、企業知財関係者9名、法関係者19名）

なお、第2部のグループディスカッションは32名で行いました。

■テーマ設定の背景

過去3回の部会では「保護対象」を中心に議論しました。今回は視点を変えて、「意匠はなぜ類似まで保護しているのか」を大きなテーマとして、デザイン（意匠）が似ている・似ていないということについて、デザイナー、企業、法律家等といったそれぞれの立場で議論しました。

◆第1部 スピーカーによるお話

デザイナーのお立場から佐藤徹教授（日本大学芸術学部）、法学者のお立場から高林龍教授（早稲田大学法学部）、企業知財のお立場から相原靖志氏のご登壇頂き、それぞれのお立場でデザインが似ている・似ていない、法律面からの意匠の類似の考え方、企業目線でデザインが似ている・似ていないの捉え方等、ディスカッションのヒントとなる考え方等を概説して頂きました。

佐藤教授からは、現在のデザイナーの仕事状況についてお話頂くと共に、大学でデザインが似ている・似ていないをどのように学生に教えているのか、例えば、先行デザインに似せるようなことだけでなく、形を変えてもコンセプトを真似することもしてはいけない、等といったことをお話頂きました。また、先行デザインに対して別のメーカーが行った後行デザインについて、5つの事例をご紹介して頂きました。

高林教授からは、デザインが似ている・似ていないを考える上での法律の基礎として、特許法では技術的思想の外縁を文言、その少し外側を均等侵害で解釈していく、著作権法ではアイデアから表出された具体的な表現の本質的な特徴の範囲を保護する、といった判断方法が確立されている。一方、意匠法では「美感」を起こさせるものが保護対象であるが、実施例である1つの図面から類似範囲を判断する方法は確立されていないだろう、等といったお話をして頂きました。その後、5つの事例についての印象もご紹介して頂きました。

相原氏からは、企業における意匠保護の目的（スタイリングとコンセプト保護の両面保護）、意匠権を取得することによって目指す実現項目（自社の優れたデザインの独占権確保によ

る市場競争力の維持、他社牽制効果（他社によるデザイン模倣への抑止力）、デザイン模倣に対する対抗（侵害警告・訴訟、税関差止等）についてお話頂くと共に、5つの事例について企業知財の目線で、特徴部分の分析手法や実案件だとどう考えるか、等についてお話頂きました。

◆第2部 ディスカッション

第2部では、5つのグループに分かれ、登壇頂いた方にもグループに入って頂き、第1部で佐藤教授からご紹介して頂いた5つの事例について、似ているか、似ていないか等といったディスカッションを1時間行いました。なお、5つの事例すべてではなく、いくつかの事例に絞り込んでディスカッションを行ったグループもありました。

最後に、各グループのファシリテータの方にディスカッション内容についてご紹介して頂き、第4回情報・意見交換部会を終えました。

※以下にグループ構成とディスカッションで検討を行った5つの事例、各グループからの発表内容を記します。グループディスカッションには32名の方にご参加頂きました。

◆グループ構成

グループ	デザイ - ン	企業			法律関係			
		デザイ ン 関 連	法務 ・ 知 財	学 者	弁 護 士	弁 理 士	学 生	そ の 他
A	1		2	1		3		
B	1		2	1	1	2		
C	1	1	1	1	1	2		
D	2		1			2		1
E	1		1		1	1	1	

表欄内の数字は、グループ内の割り振り人数です。

※手元資料

当日は、以下の 5 つの事例で、左側に対して右側が似ている・似ていない等といったディスカッションを行いました。

1. CD プレーヤー



<https://www.muji.com/jp/ja/store/cmdty/detail/4548076475569>



<https://image.rakuten.co.jp/smile-taiga/cabinet/07721584/c01.jpg>

2. ライト（行燈）



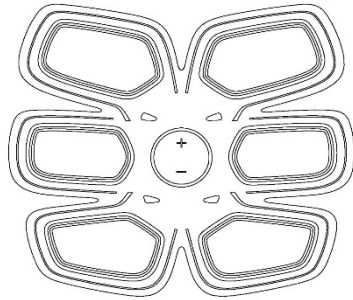
<https://www.muji.com/jp/ja/store/cmdty/detail/4549738734031>



3. EMS (トレーニング機器)



<https://www.mtgec.jp/wellness/sixpad/products/absfit2/>



4. チェア

* snow peak

Garden Chair ガーデンチェア



<http://www.jensendehaan.com/images/shop/detail/lv-080g-img05.jpg>



<https://www.architonic.com/en/product/mattiuzzi-fionda-dining-chair-mc6/1371019#&gid=1&pid=1>

5. ペンケース



<https://www.goaldshop.com/items/2613456>



<https://nendo.jp/jp/works/stationery-collection-2/peel-pen-case/>

◆グループA

事例ごとに意見交換を行った。まとめることは考えずに進行したので、主な意見とファシリテータの感想を記します。

1. 壁掛けCDプレーヤー

- ・コンセプトの模倣は明らか。デザイナーとしては似ていると思う。(デ)
- ・「丸型」を学生が提案してきたらだめ出しをする。(教員)
- ・企業としては丸型を出すことはやらせない。(企)
- ・他社が出してきたらやめさせたいが、今の意匠法では難しい。(企)
- ・「紐を引いて音楽を聴く」ことが共通し、シリーズ商品のように思われる。(弁)
- ・ユーザーが戸惑うようなものを作ってはいけない(デ)
- ・四角は換気扇だが丸は換気扇を想起させない。似てないともいえる(企)
- ・今では紐で操作する換気扇は見かけない。四角から換気扇を想起するとは言い切れない。(弁)

(感想)

「換気扇」に見立てることよりも、「紐を引く」点の共通性が強く意識されているようであり、「似ている」との意見が大勢であった。

2. 持ち運べる明かり

- ・右の形状は左から逃げた感じがする。やめさせたい。(企)
- ・一般化している形状ではないのでやめさせたいが、難しそう。(企)
- ・商品が成熟するとスタイリングによる差別化が普通になる。例えばネックスピーカーは、数社から発売されて成熟商品になった。この種の「明かり」は成熟商品とはいえない。(デ)
- ・フックの違いには目が行かない気がする。四角と丸がはっきり認識されるCDプレーヤーよりも悪質(弁)

(感想)

「充電して手に持って運べる」点での共通性から、「似ている」との意見が大勢であった。フックと持ち手の違いは大きく、似ていない、という意見がやや優勢であった。CDプレーヤーと異なる判断になった理由の一つは、CDプレーヤーの「紐を引く」ということに対応するカタチが明かりには乏しいことがあるように思われた。

3. 6パット

- ・商品同士を比較すると似ているが、意匠図面との比較では似ているとは言い切れない。(多数)

- 6枚のパットをつなげた点に先行品の特徴があり、右のものはパクっている。(企)
- 腹筋に合わせて6枚のパットをつなげるにしても、いろんな形状がある。(弁)
- 赤い線の輪郭模様は明らかに先行商品に近寄っている。(企)
- 赤い線を意匠図面に加えると権利範囲が狭まるそれがあり難しい問題。(弁)
- EMSの業界では、左の商品がでたとき「やられた」という感じだった。(デ)

(感想)

「赤い線模様」が「似ている感」を強めていると感じているようであった。6枚のパットをつなげた形態が「技術的形態」であるという意見はでていない。「商品形態」基準では似ているが「意匠図面」基準では似ていないという意見が大勢であり、出願における意匠の構成要素の選択に難しい問題を投げかけている事案である。

4. 椅子

- 縦横両方向に折りたためる椅子は、従来なかったのだろうか。(企)
- 「ガタパウとチェア」というのがある。これはフレームが全て金属。(デ)
- そうすると、SNOWPEAKが威張れるのは左右のフレームを木製にした点だけ。(弁)
- ジャスパーは木製フレームをぱくっている。(企)
- 正面のクロスバーを横棧にしたので左右に方向に折りたためない。ジャスパーのはキャンプには不向き(弁)
- アウトドア用とリビング用の違いをどう考えるか(教員)
- 用途は違うが、どこまで重視するか。(企)
- 成熟商品なのでこの程度は許容してよいのではないか。(企)

(感想)

「似ている」「似ていない」判断尽きかねる、という雰囲気であった。成熟商品であることに加えて、金属で目立つクロスバーがジャスパーの椅子にはないことも影響しているようである。ジャスパーには「ぱくったけれども違う」という確信もあるのではないだろうか。

5. ペンケース

- 機能は同じだが意匠的には違う。似ていない？(企)
- 立ち上げた状態は殆ど同じといえる。変化するカタチと捉えれば似ている。(弁)
- ペンケースは機能を重視して電卓される商品。(弁)
- 佐藤オオキのものも商品化されている(教員)

(感想)

時間がなく十分な意見出しはできなかった。閉じた状態は異なるが、ペンケースとしては双

方ともありふれた形状であり、「ファスナーを半開きにして立つようにした点」を重視するならば「似ている」と評価されるのではないだろうか。

◆グループB

1. ディスカッションの前提条件

- ①資料左側のオリジナルデザインは斬新である（デザイン「全体として」似たものが創作以前にない）
- ②いずれも権利はないものとし、純粋にデザイン・意匠の似ている、似ていないについて意見を述べる
- ③オリジナルデザインの創作時点において明らかに存在するデザイン・意匠を除いて、周辺デザインは考慮しない

2. ディスカッションで述べられた意見

事例：CDプレーヤー

「似ている」3名、「似ていない」4名

法律実務家【似ている】

- ・コンセプトが斬新ならば、それは評価されるべき創作的なポイントである
- ・かべかけ型であること、ひもを引っ張って再生すること、CD設置部の周辺から音が出ること、これらのコンセプトが斬新であり、評価されるべきと考える

デザイナー【似ている】

- ・このオリジナルのコンセプトは非常に創造性が高いと思うので、似ていると思う
- ・CDがくるくる回る様子が見えるし、CDの着脱も簡単にできる
- ・こういった使い勝手の良さやインテリアとしての価値をきちんと評価すべきだ

法律実務家【似ている】

- ・かべにかけて使うこと、CDが剥き出しで装着されること、ひもを引っ張って再生すること、CD装着部の周囲が凹凸で埋め尽くされていることは、プロダクトの機能からくる必然的な要素ではない
- ・これらのカタチに创作者の工夫が表れており、両者一致するので、似ている

法律実務家【似ていない】

- ・コンセプトではなく、具体的な形状を評価すべきである
- ・具体的な形状が異なるので、似ていない

- ・両者は似合うインテリアが全く異なるように感じる
- ・オリジナルデザインは正面側の凹凸が放射状に広がっていて、四角いので、大きい感じ、開放感を与える
- ・右のデザインは丸いので、小さい感じ、凝縮されている感じを与える

企業法務部【似ていない】

- ・全体的な形状が丸と四角で全然違う
- ・同じ売り場にあっても、間違えようがない

企業法務部【似ていない】

- ・個人的に、そもそものオリジナルのコンセプトがそれほど強烈だと思わなかった

法律実務家【似ている】

- ・コンセプトが同じだから似ているといっているのではなく、コンセプトが体现されたカタチが似ているといっている

法律研究者【似ていない】

- ・オリジナルのコンセプトは「換気扇」だと聞いている
- ・そういわれると、丸い換気扇は通常ないので、似ていない

法律実務家【似ている】

- ・「換気扇」の話を持ち出されると、似ていないと感じる
- ・コンセプトに立ち返って、「似ている、似ていない」を議論すると、似ている方向に評価が傾くものだと思っていたが、必ずしもそうではなさそうで非常に興味深い

法律実務家【似ている】

- ・40歳代以下のひとはひもを引っ張って回す換気扇があると言われても知らないだろう
- ・そうすると、やはり似ているといえると思う

法律実務家【似ている】

- ・右側のプレーヤーは、リモコンやBluetooth機能があるようだ
- ・そうするとますますひもを引っ張って再生するデザインを採用する必然性がなく、似ていると感じる

○デザイナーと法律研究者から、法律実務家に対する質問

「本件を実務的な意匠の類否の問題として考えた場合、その考え方や結論はどうなるのか」

□法律実務家の回答（類似、非類似、両論あり）

- 基本的構成態様、すなわち意匠を大づかみに捉えた場合の骨格的形状が略四角形状と略円形状で大きく相違し、この差異点が大きく評価されるので、非類似となる
- 基本的構成態様の差異といえども、略四角形状、略円形状、いずれもありふれた形状なので、当該差異点を高く評価すべきではなく、そうすると他の特徴点の共通性の評価が差異点の共通性の評価を上回るから、類似だ

事例：ペンケース

「似ている」4名、「似ていない」3名

企業法務【似ている】

- 同じ売り場にあった場合、展示の仕方にもよるが、間違えて買ってしまいそう

法律実務家【似ている】

- 途中までファスナーを下ろし、一端を捲りあげてペンケースが斜めに起立することにより、ペンが取り出しやすくなるというコンセプトが明確にある
- そのコンセプトに基づいた、ペンケースが斜めに起立するという美観は高く評価されるべきだ

デザイナー【似ている】

- 斜めに起立する状態に、このペンケースの魅力が凝縮されている
- したがって、斜めに起立するというポイントは、高く評価されるべきだ
- コンセプトが何か、それがもたらす付加価値は何かといった点について、デザインを評価する上で大切にされた方がよいと思う

法律実務家【似ている】

- ファスナーを締め切った状態のペンケースのカタチに特段目新しさはない
- そうすると、斜めに起立するカタチに特徴があるわけで、この点を高く評価すべきである

企業法務【似ていない】

- 率直に言って、一方は曲線基調、他方は直線基調なので、ペンケースのカタチとして別物だと思う

法律研究者【似ていない】

- 途中までファスナーを下ろし、一端を捲りあげてペンケースが斜めに起立する、そうするとペンが取り出しやすいというのは技術的なアイデアの話であって、デザインや意匠の話ではないのではないか

法律実務家【似ている】

- 確かに技術的なアイデアの側面もあるが、そのアイデアがカタチに落とし込まれているので、デザインや意匠の話でもあると思う

法律実務家【似ていない】

- ペンケース全体の形状が大きく異なる
- ペンケースはたくさんの商品が市場に出ているので、需要者はそういった差異点にも気づくはずだ
- 右側のデザインはファスナーが全開にならず、斜めに起立させやすくする工夫がされている

○デザイナーと法律研究者から、法律実務家に対する質問

「本件を実務的な意匠の類否の問題として考えた場合、その考え方や結論はどうなるのか」

□法律実務家の回答（全員類似）

- ファスナーを締め切った状態のカタチはありふれており、差異点の評価としてそれほど大きくない
- 端部が多少カーブしている程度では、差異点の評価として大きくない
- 途中までファスナーを下ろし、一端を捲りあげてペンケースが斜めに起立するカタチが共通しており、そのカタチが従来にない斬新なものと評価されるため、共通点の奏する美感が差異点の奏する美感を上回り、類似する

事例：トレーニング機器

「似ている」4名、「似ていない」3名

法律研究者【似ていない】

- カタチにたくさんの差異点がある

法律実務家【似ている】

- 6つのパッドをつなげた全体的なカタチが似ている

デザイナー【似ている】

- ・事件になったようだが、機能的な商品なので、効能の違いがどうだったのか、非常に気になる

法律実務家【似ている】

- ・効能の話になると、技術的な話になるので、デザインや意匠の話から逸れていく気もする
- ・6つのパッドをつなげるというのは必然的なカタチではないように思う
- ・6つに分かれているのが必然とまではいえない
- ・センターにプラスマイナスの電源ボタンを配置する必然性もない
- ・必然性のないものが共通しているから似ているように感じる

企業法務【似ている】

- ・実物の写真どうしを見ると、右の商品がすごく真似をしているように見える
- ・この手の商品は当時白色のものもたくさんあったと記憶しているが、黒色にしてオレンジ色を挿し色にして、シャイアンツカラーのようにするのは、明らかに似せてきていると感じる

法律実務家【似ている】

- ・左の線図が意匠登録の図面であり、事件では線図と写真が対比された
- ・線図だと、各パッドの段状の窪みが強調されるので、非類似との結論に大きく影響した可能性がある

◆グループC

当初5つのデザインを順次検討していく形式で進めていたが、20分ほど経過してから、全てのデザインの検討を行うために、一旦メンバー全員に各デザインに関する類否の判断、その理由をそれぞれ述べていただき、議論を行う形式に変更した。

I 各デザインの類否の判断の一覧

	法律実務家 ①	デザイナー ①	企業関係者	法律実務家 ②	法律実務家 ③
CD プレーヤー	非類似	類似	類似	非類似	非類似
ランタン	非類似	類似	非類似	非類似	非類似
SIX PAD	類似	類似	類似	類似	類似
椅子	非類似	類似	非類似	類似	非類似
パンケース	類似	類似	類似	類似	類似

必ずしも立場が明らかでないメンバーは省略している。また、末宗は時間の都合から、当日この点につき見解を述べていないため、同様に省略した。

II 議論の要旨

CDプレーヤーのデザインの事例につき、登場時点と、登場から時を経た現在においてでは、そのインパクトの大小に違いがあり、登場直後では後行のデザイン（当日配布資料における右側に掲載されたデザインをいう。以下、各デザインにつき、「後行のデザイン」というときには、各デザインにつき当日配布資料における右側に掲載されたそれぞれのデザインを指す。また、「先行のデザイン」というときには当日配布資料の左側に掲載されたそれぞれのデザインを指す。）は類似と判断される可能性が高いかもしれないが、現在ではある意味で陳腐化し、差異に注目が集まりやすい傾向にあるのではないかと指摘がなされた。

また、デザイナーがどこに力を入れているのかという観点が重要であるとして、換気扇を模し換気扇の紐になぞらえた電源スイッチを兼ねた電源ケーブルのデザインに注力したのか、あるいは外周の形状に注力したのかがポイントになるのではないかと意見が見られた。この際、パイオニア的な機器であるのか、あるいはエアコンなどのように周辺に多数のデザインが存在しているかどうか、という業界の動向が考慮されなければならないとの指摘があった。あるメンバーから、当時、垂直・壁掛けタイプのプレーヤーは存在しており、他の機器の形状を借用して新たな機能を入れて親しみを出すデザイン手法を「表立って行っている事」に新しさがあるのではないかという発言もあった。

前述した通り、ここで議論の進め方を変更し、各デザインの類否に関する判断を各メンバーに述べていただいた。類否については前述の通りであるが、ここでは、その判断の理由についての議論を紹介することとする。

デザイナーの2名は、「学んでデザインしている」のか「まねてデザインしているのか」、あるいは「似ている」のか「似せている」のか、という観点が軸となることであった。CDプレーヤーについては、換気扇の紐を模した電源ケーブルを後行のデザインも採用しているところ、先行のデザインに似る以外に意味が存在しないために、「似せている」と評価でき、類似であると考えられるとする。SIX PADについては、先行のデザインにみられるオレンジのラインやスイッチの位置が、後行のデザインにも同様にみられるところ、それらの存在・位置が同様となる必然性がなく、これも「似せている」と評価でき、類似とする。また、椅子については、布をかぶせている点（脚部ではなく座面）がポイントであろうとして、類似とするが、悪質性は低いのではないかとと思われるとする。最後に、ペンケースについては、立てて使うことが着目され、類似であろうとする。なお、企業担当者のメンバーも、具体的な類否の判断は迷うとしつつも、「まねしている」かどうかポイントであろうとして、評価の観点では同様の立場を採用していた。

法律実務家のメンバーは、おおむね、全体としてのデザインの印象を重視して、類否を判断していたように解される。これは、例えば、ランタンについて後行のデザインは非類似と
する中で、取っ手の造形の全体に与えるインパクトを重視したり、同様に、椅子について先
行のデザインにおける脚部の金属部分の全体に与えるインパクトから非類似としたり、と
いった評価に見受けられる。また、モノのデザインからコトのデザインへの変化などコンセ
プトが重視される時代となっているものの、他方で、自由競争の確保の要請、端的に言えば
違法な活動や行為でなければ許容されてもよいという考え方も重要であろうという指摘も
なされた。そして、デザインに関する法的紛争処理の場面では、部分の類似はよくみられる
ところであり、全体としてのデザインが類似といえるかどうか重視されるべきであり、ま
た主観よりも客観的な視点での評価をするべきであろうとの意見も見られた。

以上の議論から、ファシリテーターとしての末宗の理解の下での（誤解を含んでいるかもし
れないが）グループ C の議論の傾向としては、おおむね「関連する同種の機器等のデザ
インの存在は類否において考慮されるべきこと」、「デザインプロセスが明らかにならない
と、類否の評価が難しくなること」の認識は参加メンバーに共通しているように思われる。
他方で、「類否を評価するにあたって、特徴となる部分と、全体としてのデザインとをどの
ように重みを付けて考慮するべきか」、「『似ている／似せている』『学んでいる／まねている』
かという観点が、デザイナーの主観面をも考慮しているとみられるところ、こうした要素を
含む観点を類否判断で用いてよいかどうか」について、デザイナー・企業担当者と、法律実
務家との間で見解の違いが見られるように思われた。

◆グループD

3つの事例について具体的な議論を行った。全体として、佐藤先生、高林先生からご指摘が
あった部分について、似ている似ていないの議論をする時にアイデアが似ているのか似て
いないのかということで議論するのか、見た目が似ているのか似ていないのかで議論する
のかによって、結論は違ってくる。では、どちらで議論するのが重要なのかという印象を受
けた。

事例：CDプレーヤー

似ているとの意見は、①壁掛けである点、②紐を下に引っ張って電源を ON/OFF する点、
③電源を ON にすると CD が中央で回転するのが見える点、の3つが重要で比較的アイデ
アが近いものであり、これが両者で共通しているので似ている印象を受けるとの意見であ
った。

一方で、パッ見の印象が丸か四角によって、丸っぽい印象と四角っぽい印象というスタリン
グが違うため、こちらに着目すると似ていない結論になるのではないか、という意見があ
った。

①乃至③について、旧来の意匠の類否判断と絡んでくるだろうが、③はプレーヤーそのものの特徴ではない（プレーヤーにはCDがくっついていない）。意匠の類否判断では、その物品が似ているかどうかを考えるため、プレーヤーにCDがくっ付いている点はまな板には本来乗らない。③によって共通感はあるが、これによってデザインが似ている似ていない、意匠が似ている似ていないを考える上で、考慮できるのか、共通点として認定できるのかには問題があるような印象を議論から受けた。

ある程度年齢を重ねた世代は換気扇を知っているが、換気扇を知らない若い世代が見た時にはどうなのか、という点は少し気になる。侵害判断になってくるといつのタイミングで似ている似ていないの議論をするのか、が出て来ざるを得ない、という印象を議論から受けた。

事例：EMS

色々議論した結果、全員類似となった。

機能的に6つに分かれることが必然なのかという点は、必然のように見えるが、腹巻や1枚シートのようにして、お腹に付く側が6つに分かれていれば良いわけであるから、外観を6つに分けることは機能面から見れば必ず必要ではないだろう。必ずしも6つに分ける点が用途や機能の点から、評価として低くすることはしないのではないか、という議論を行った。

全員が似ているとなった議論の象徴として、MTGのこの形状は6つに割れた腹筋を象徴しており、この6つに割れた腹筋は我々の憧れなんだ、この憧れを象徴している形状だから格好がいいんだ、というパワーワードが出て皆が納得し、「模倣しているよね」という方向に議論が流れた。この形状が象徴しているものは何なのですか、という視点はあまり聞いたことがなかったので、面白い視点だと感じた。

裁判例では線図と実施品とを対比しているが、色が違った場合であればどうかという点を少し議論した。色が違えば確かに印象は違うだろうが、ここまで接近するとどうだろうかとなったため、参加されていた2人のデザイナーの方に、「仮に右側の開発をしたいと言っている会社からデザインの依頼が来たとしたら依頼を受けるか」と尋ねたところ、お2人とも受けないと回答であった。受けない理由を尋ねると、「プライドの問題もあるが、こういうことをやってしまうと業界からつまはじきを受けるので」、というお話があり、面白いと感じた。デザイナーさんの感覚ではパクっている印象が強いんだろうな、という印象を受けた。

事例。チェアー

比較的似ていないという方向に議論が振れた。

椅子であるため椅子ということで言うと、座り心地であること等が問題になってくるため、当然、背座が似ているのかという点が重要なポイントになってくる。一方はアウトドア用であるため可搬性がないといけないため、折り畳み可能であるかとの点が重要になってくる。よって、スノーピークの商品を購入する者は、座り心地と背座の形状だけではなく、可搬性について着目する。そうすると、脚の違いに着目することになるため、非類似の方向になってくる、という構造のものであるが、アウトドア用とインテリア用というカテゴリカルに見ていくとこのような考えになる。しかし、キャンプといってもグランピングが流行っており、ホテルというようなキャンプのあり様もあり、テントの中にインテリアが組み込まれているシーンもある。また、リビングであっても郊外であればウッドデッキのようなものもあり、ウッドデッキに置くのであればスノーピークの椅子でもおかしくはないのではないかと考える。単純にカテゴリカルにアウトドア用なのかリビング用なのかで分けると、今みたいな視点になるかもしれないが、その境界には曖昧な部分があり、ウッドデッキにおけるチェアであるとか、グランピングで使用するチェアというようなことで考えると、そこまで大きな差は実は出てこないのではないかと、視点の差は出てこないのではないかと、という話があった。

もう 1 つの議論として、背座のありようは非常に重要ではあるが、X になっている脚の上端に袋状になっているものを引っ掛けている点が構造としてはポイントである。見た時に引っ掛けている部分が両者ともに三角になっており、ここまで真似したらまずいんじゃないのか、構造として引っ掛けるというところは色々あるにもかかわらず、わざわざ三角にして引っ掛けたというのは、似ている似ていないの 1 つのポイントになるのでは、という話が出た。

◆グループE

5 つの事例すべてについて、各人が似ているか似ていないかについての印象、その理由等を説明し、その説明に質問等を行うスタイルでディスカッションを行った。

事例：CD プレーヤー

「似ている」2 名、「似ていない」3 名

デザイナー【似ている】

- ・似ていると思う。
- ・デザイナーとしてクライアントから左のようなものをデザインして欲しいと言われたら、エッセンスだけを聞き出して見た目を違うようにデザインすると思う。デザイナーは作家意識が強いため、先行デザインに似せるデザインはあまりやりたくはないが、売れているものを少し変えて法理的、ビジネスとして問題が無ければやっても良いかもしれない。

企業法務部【似ていない】

- ・微妙だが、コンセプトは似ているけどデザインとしては似ていないと思う。

学生【似ている】

- ・丸と四角の違いだけで、紐で ON/OFF する点がすごく似ていると感じた。

法律実務家【似ていない】

- ・何を基準として似ている・似ていないとするのか。コンセプトなのか、法律面、社会的非難を浴びるか等で基準は違う。意匠法上は似ていないと思うが、盗用はしていると思う。
- ・デザイナーとして評価されたいものを作りたいとしても、企業としては売れるものを出したいはず。消費者からは、法律で保護されているかはどうでも良く、追随する商品が出れば値段が落ちるのでうれしいはず。なのでこの程度は、社会的範囲として許されると思う。

法律実務家【似ていない】

- ・店頭で平置きされていれば似ていないと取れるし、壁に掛けた状態だと換気扇をモチーフとしている点で似ていると取れるので、どちらとも取れる。コンセプトは共通しているがぱっと見の印象では似ていないように思う。

事例：ライト

「似ている」0名、「似ていない」5名

デザイナー【似ていない】

- ・形としては似ていないと思うが、コンセプトは似ているように思う。左に新規性がそもそもあったのか、が気になる。持ち運びのライトは他にもありそう。使っているけど便利。
- ・取っ手を別素材にする、紐にする等できるのでは？

企業法務部【似ていない】

- ・コンセプトは似ていると思うけど、デザインとしては取っ手がオープンかそうでないかで使い勝手も変わるだろうし、似ていないと思う。右側は不便そうであり、なぜ敢えて丸にしたのかと思う。

学生【似ていない】

- ・新規性がどのくらいあったのかにもよると思うが、形は似ていないと思う。

法律実務家【似ていない】

- 似てないと思う。右は一般的であり左の形状であるため意匠登録できたのでは？
- 佐藤先生からは、学生がこれ待ってきたらもう少し離すように指導されるお話があったが、これはどう離せばよいのか思い付かない。

法律実務家【似ていない】

- 考え方は共通してはいるが、持ち手部分や正面側から見た形状（縦長台形か縦長長方形か）等が違うので、似ていないように思う。

（その他のディスカッション）

左側の基本形状を変えたらどうか？

- 薄型を崩して良いならありだが、そもそものコンセプト（薄型矩形状）が変わってしまうのではないか。
- 左側が持っている市場を狙って右側の形になっているのだから、形を変えすぎると市場が変わってしまいますことになる。

社内で左側の商品を実施したいと持ってきたらどうするか？

- 売上げを取るのが至上命題だとやらざるを得ない。登録されている権利があれば、外していく作業に入るだろう。
- 売れているから追随したいと言われることはある。

SNS で書かれていたらどうか？

- 電化製品で形が似ているという話はあまり出ないが、例えば、文房具では、ある商品に似ている商品が別から出ていれば、真似していると言ったりする。ツイッターとか SNS に出ていると話題になりやすい。
- SNS は、法的評価を超えて火を噴くので、大炎上になると法的に問題があるかどうかに関係なく手が付けられなくなるので怖い。

事例：EMS

「似ている」4名、「似ていない」1名

デザイナー【似ている】

- 写真同士であっても、図面同士であっても似ていると思う。色も同じなので＋を変えれば良かったのではないか。ただ、羽根の形は随分と違うようには思う。

企業法務部【似ている】

- 意匠どころは別として、形として6つに羽根を分けるのは腹筋形状から仕方がないだろうけど、色（オレンジ色を採用）、電源、ロゴの位置が同じなど、何とかならなかったのかとは思っているので似ている。

学生【似ていない】

- 2つ並べて見せられれば似てると思うが、ありふれた形であって、誰がやってもこうなるのであれば似てないと思う。凹凸など詳しく見ると非類似かもしれない。線図だと凹凸がもっとくっきりするのでより似てないと思う。

法律実務家【似ている】

- 裁判での結論は非類似だったが、類似で認めてあげても良いと思った。公知として6枚羽状はなかった（ここで判例紹介）。これでだめなら意匠の出願件数減るんじゃないかなと思う。

法律実務家【似ている】

- 似ているで良いレベルだと思う。これで非類似はかわいそう。もしカラーで登録していたらどうだったのか気になる。

事例：チェア

「似ている」4名、「似ていない」1名

デザイナー【似ている】

- 似ていると思う。木の脚にカバーが被されている布の処理が似ている。ただ、映画監督の椅子が昔からあったと思うので、無垢なデザインはあったのではないかと、この点が気になる。

企業法務部【似ている】

- 機能は違うんだろうけど、単純にパッと見の印象は似ている。背座の布がポケット状で支えられているのはほぼ同じ。金属除けば使用時は似ている。

学生【似ている】

- すごく似ていると思う。違いは金属の有無だけ。

法律実務家【似ていない】

- 似ていない。元々公知は多くある。ニイチェア事件でもそうだが、手前に十字か横棒かで機能が違う、デザインも違う、類似にはならないと思う。
- トリップトラップ事件について紹介して頂いた。

法律実務家【似ている】

- 機能で見れば左は運びやすい、右はしっかりしているだが、背座の構成、コンセプトは近いと思う。見た目ではパクッテると思うので似ている。

事例：ペンケース

「似ている」4名、「似ていない」1名

デザイナー【似ている】

- 似てると思う。広げて立てられる機能、見た目もCDプレーヤーと同様、かなり似ている印象を受けた。
- 左は結構最近見るけれどオリジナルかどうか？「めくる」のが一般的でなければ右は洗練されている。立ててめくるのは多くあるが、斜めに立てるのはあまり見たことはない。

企業法務部【似ている】

- 機能はそのものと言っても良い印象を受けている。右は形を変えたただが、その形自体は変わっているので、ペンケース同士で比較するとそんなに似ているのか？という印象も受けた。
- 自社で左をやりたいと言われたら、感情としては「ふざけるな」になるが、アイデアが保護される域なのかは「うーん」と思う。実案は取れるのかも、と思った。

学生【似ていない】

- ネオクリッツが出てから「めくる」ケースが多く出てきたと思う。パッと見は似てるが、ペンケースの形状自体はありふれていると思うので、形状で争えるのか微妙だと思う。特に、チャックについては、右は途中で止まって開きすぎにならないようになっていると思うので、細かいところで形状は違っており発想は違うので非類似と思う。

法律実務家【似ていない】

- 立つ部分に形状記憶的なものを入れたりする等は特許の話だと思うが、特許がない前提だと、ケース形状は丸いのと長方形でデザインは違う。ケースの形状は色々多岐にわたるので、デットコピーと言えるくらい似ていないと、似ていると言えないように思うので、似てないと思う。横に立てるコンセプトを守りたいのであれば、それを保護しておく必要がある。
- コンセプトがデザインに表れる、仕組みに表れるで考え方は変わる。

法律実務家【似ていない】

- 右は左のアイデアを採用しているが、矩形基調と丸みのある基調では見た目は違うように思うので、似ていないと思う。

(全体を通じてのフリーディスカッション)

- 5つの事例はコンセプトはほぼ同じだが、コンセプトを形状に落とすと離れてくることは多々ある。コンセプトは保護したいかどうか？
- ペンケースは、左がオリジナルだと大きなアイデアに見えるので、自分が考えたことを主張はしたくなる。ライトはちょっと良い物を組み合わせた商品に見えるので、真似されても仕方ないと思う(デザイナー)。
- ペンケースの方が、今までになかったことを生み出している感が強いということか(法律実務家)？
- 仮に自分が考えたのであればそう(デザイナー)。
- ライトは既存商品の延長として、この程度であれば出てくるよね(法律実務家)。商品のコンセプト、斬新さが影響する？
- ペンケースの右側は、上手くまとめて洗練したものとして見える。ライトについては、かなり前からある印象なので、見慣れているし色々なライトを目にするし、パッと持っているものは他にもあると思う(デザイナー)。
- コンセプトを保護するのであればどこまで保護するのか法的意義について少し疑問に思う。優れたプロダクトが出てきた時、そこから色々な製品が出てきて産業や文化が発展する、技術力が高まる、という状況では、似たものが出てくることはどうしても起こることだと思っている。コンセプトを保護すると混乱が生じると思う。内装の特徴記載はコンセプト保護と思う人も出てくるので、改正されたが混乱が生じるはず。社内ではコンセプト保護ができるんだ、と誤解が出て、そうではないとの説明に苦慮する(企業法務部)。

以上

(レポート作成 2021.7.6 野村 慎一)